

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		かかしの里の使用料の還付
根拠法令等及び条項		かかしの里条例第 13 条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審 査 基 準	根拠条項	かかしの里条例第 13 条
	参考事項	かかしの里条例施行規則
	設定等年月日	平成 22 年 3 月 29 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 かかしの里条例抜粋 (使用料の不還付) 第 13 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	
	かかしの里条例施行規則抜粋 (使用料の還付申請等) 第 8 条 条例第 13 条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料を還付するものとする。 (1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。 2 使用料の還付を受けようとする者は、かかしの里使用料還付申請書（別記様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。	